

事例番号 057 市民主体の地域まちづくりの推進(神奈川県横浜市)

1. 背景

横浜市では、地域社会の成熟や市民の定住意向の高まりを背景に、身近な地域環境改善への要望が増大するとともに市内各地で活発な市民活動が展開されてきた。そしてこのような活動の中から課題として、①市民の意欲や地域の発意を行政が受け止めて具体的なまちづくりに活かす仕組みづくり、②街並みの整備、住環境の改善などと防犯・福祉などソフト領域との連携、③自治会・町内会やテーマ型グループ、NPO など多様な主体の連携、などが出てきた。

これらの課題に対応するため、横浜市は、都市計画局地域まちづくり推進担当(現在は都市整備局地域整備支援課)が中心となり、市民と市の協働による横浜らしい個性と魅力あふれる地域まちづくりを推進するための新たな制度構築を目指して施策の検討を行った。2004(平成 16)年には市民アンケートを実施した上で市民や NPO、専門家などによる「地域まちづくりフォーラム」を開催した。それは、街並み・景観、道路・交通、防災・防犯、公園・緑・水辺、その他(福祉、情報化ほか)など市民の生活になじみが深い分野において行政と住民とが協働してまちづくりを推進していくという内容であった。

また、専門家による検討委員会と行政組織(各局および区役所)横断による検討チームを編成し、2005(平成 17)年に「横浜地域まちづくり推進条例」を制定した。

さらに、条例の制定と並行して 2005(平成 17)年には「ヨコハマ市民まち普請事業」を開始した。この事業は、市民グループが自ら行う公共性の高い整備提案を募集し、2 段階にわたる公開コンテストで選考された提案に対し整備助成金最高 500 万円を交付するものである。

2. 目標

横浜市は、市民に身近なまちを市民と市とが一緒に考え、相互の信頼、理解、協力により取り組まれることを「地域まちづくり」の基本理念とし、これまで行政が計画策定、事業決定、予算措置をして実施に移していたまちづくり事業を「住民参加」のレベルを超えた「住民主体」の活動へと移行させ、行政はそれを支援するという形に移行させることを目的として、条例の制定、選定事業への予算措置、専門家の派遣などの支援制度を整備した。

また「ヨコハマ市民まち普請」の趣旨は横浜市のホームページに次のように説明されており、条例の制定の趣旨を体現している。

「普請(ふしん)」とは、「普く請う(あまねくこう)」とも読み、「力を合わせて作業に従事すること」という意味が含まれています。「公共」は行政によってのみ担われるものではなく、特に地域に根ざした身近な課題への対応などに市民のみなさんが主体的にかかわることで、参加する人や地域に暮らす人々の満足度を高めることにつながっていきます。「まち普請」には、市民に身近な「まち」に「普請」の輪を広げていきたいという願いが込められています。

3. 取り組みの体制

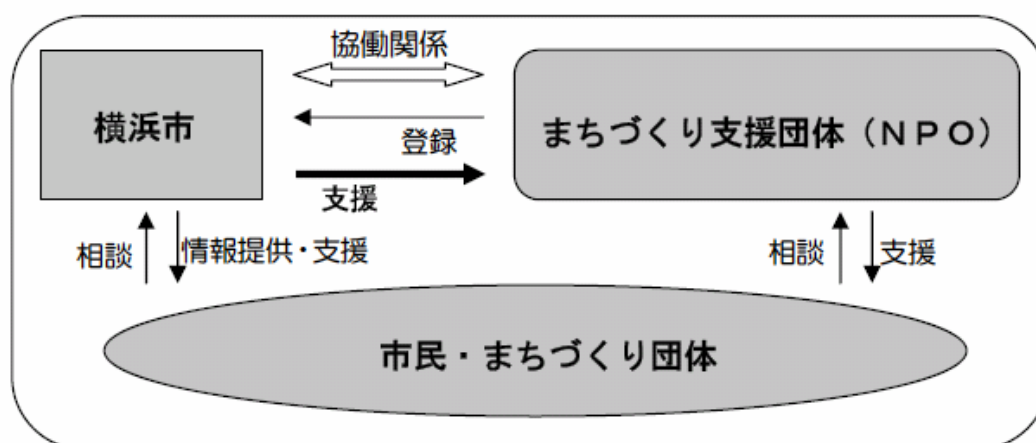
まちには様々な立場・考えの人が共に暮らしており、まちの魅力や課題に対する感じ方も意見も様々である。市民の主体的なまちづくりを推進するための体制づくりの第一歩は、まずこのような

様々な意見を持つ市民が、自治会などの近隣組織や仲間同士、声をかけ合い、グループを組織して、まちづくりについて調べたり話し合ったりすることからスタートする。これに対し、市では、地域まちづくり推進条例第7条に基づき、地域まちづくりグループへの次のような支援を行っている。

- ・ 専門家派遣
地域まちづくりプランやルールを検討、地域での合意形成、ニュースやアンケートの作り方、集会やワークショップの運営についての助言などを行う「まちづくりコーディネーター」の派遣
- ・ 資金の助成
ニュース、アンケートの印刷費等、初動期の活動に必要な資金や地域まちづくりプランに基づく整備費等の助成
- ・ 情報提供
地域まちづくり情報や行政データのホームページや各窓口での提供
- ・ 登録グループの PR
市のホームページ等による、地域まちづくりグループの紹介
- ・ 講座、学ぶ機会
まちづくりの入門やステップアップ、人材育成など、さまざまな取り組みの段階に応じた講座等の開催
- ・ 他団体との交流
フォーラムや成果発表会の開催、活動団体の交流やネットワーク形成の支援
- ・ 認定等の位置づけ
地域まちづくり組織・プラン・ルールの認定、地域まちづくりプランに基づく地域まちづくり組織と市の役割分担を示した協働推進方針の策定

市はまた、地域まちづくり推進条例第14条に基づき、市と協働関係(登録制)にある「まちづくり支援団体(NPO)」による専門家派遣などの活動支援も行っている。

〈市民・市・NPOの関係〉



(資料:横浜市都市整備局地域整備支援課ホームページ)

4. 具体策

(1) 「横浜市地域まちづくり推進条例」

地域まちづくり推進条例は、市民と市とが協働して行う地域まちづくりについて市民、市それぞれの責務を明らかにするとともに、地域まちづくりに関して組織づくり、プランやルールづくりなどの市民参画の方法・手続きを定め、また、市民主体のまちづくり活動への支援策を定めることにより、安全で快適な魅力あるまちの実現に資することを目的として制定された。

① 条例検討の経緯

市ではこれまで住民参加による地域レベルのまちづくりとして、都市計画マスタープランの地区プラン作成、「まちのルールづくり相談センター」の設置、「いえ・みち まち改善事業」の実施等を行ってきた。2002(平成 14)年度には「まちのルールづくり相談センター」を設置し、これら施策に共通する基本的な市民参画の手続き等を条例として定めることを議論した。その結果、「地域まちづくりの推進に関する制度の確立」が市の中期政策プランに位置づけられた。

2003(平成 15)年度には「横浜市開発事業の調整等に関する条例」と「横浜市斜面地における地下室建築物の建築及び開発の制限等に関する条例(いわゆる「地下室マンション条例」)」を制定するとともに、地域まちづくり推進条例を「協働推進の基本指針」を策定する 2004(平成 16)年度中に制定することとし、その主旨が「新時代行政プラン・アクションプラン」に位置づけられた。

2004(平成 16)年度からは、地域まちづくりに関する市民アンケートを実施したり地域まちづくりフォーラムを市内 5ヶ所で連続開催したりして、より広く市民意見を聴取するとともに、学識経験者等による「横浜市地域まちづくりの推進に関する制度検討委員会」を設置して条例の検討を進めた。そして、2004(平成 16)年 10 月、検討委員会から地域まちづくりの推進に関する制度のあり方について市民意見等を反映した提言を受けて条例素案を作成し、パブリックコメントを 11～12 月に募集した。これらを踏まえ、条例案が横浜市議会において審議され、2005(平成 17)年 2 月に議案が議決・公布された。

② 市民アンケート

条例を制定するにあたり、市民の地域まちづくりに対する意識等を把握するため、2004(平成 16)年 5 月から 8 月までの約 3 ヶ月間、市民アンケートを実施した。アンケートでは暮らしているまちへの関心、まちづくり活動への参加経験、まちづくり活動の問題点等について調査し、759 名の回答を得た。

③ 地域まちづくりフォーラム

市民とともに協働による地域まちづくりの仕組みを考えるため、2004(平成 16)年 6 月から 8 月までの間に計 5 回の地域まちづくりフォーラムを開催した。多くの市民の参加を得て活発な議論が行われた。

④ 制度検討委員会

地域まちづくり推進条例のあり方を専門的な見地から検討するため、横浜市は制度検討委員会を設置した。委員会は 2004(平成 16)年 5 月から 10 月までの間に計 4 回開催され、市民アンケ

ートや地域まちづくりフォーラムにおける市民意見等も踏まえた検討が行われた。そして同年 10 月に委員会の「提言」がまとめられた。

⑤ パブリックコメント

制度検討委員会の「提言」を踏まえて横浜市により条例素案が作成され、2004(平成 16)年 11 月から 12 月までの間にパブリックコメントの募集が実施された。40 人から計 123 件の意見等が寄せられ、それらの内容とそれらに対する市の考え方が公表された。

⑥ 条例の主な内容(要点)

[情報の共有等]

- ・ 市民等及び市は地域まちづくりに関する情報を共有するよう努めなければならない。
- ・ 市民等は市と協力して地域まちづくりに関する学習及び地域まちづくりの担い手の育成に努めなければならない。

(注)市民等:市内において、居住する者、事業を営む者、土地、建物等を所有する者又は地域まちづくりに関する活動を行う者

地域まちづくり:安全で快適な魅力あるまちを実現するために行う市街地の整備又は保全その他の地域の環境の維持又は改善の取組

[市の支援施策]

- ・ 市は、地域まちづくりに関する情報の収集・提供、指導・助言、学習・交流機会の提供、専門家の派遣等の支援、財政的支援等を行う。

[地域まちづくりグループ]

- ・ 市民等は、地域まちづくりに関する活動を行う団体を結成し、地域まちづくりグループとして市に登録することができる。
- ・ 地域まちづくりグループは、活動内容を地域住民等に説明するよう努めなければならない。

[地域まちづくり組織]

- ・ 地域まちづくりプラン及び地域まちづくりルール(いずれも後述)の策定等により地域まちづくりを推進する市民等の団体は、地域住民等の多数の支持を得ていること等の条件の下で、地域まちづくり組織として市長の認定を受けることができる。
- ・ 市長は認定する前に横浜市地域まちづくり推進委員会の意見を聴く。

[地域まちづくりプラン]

- ・ 地域まちづくり組織は、目標、方針等を定めたプランが以下のいずれにも該当する場合、地域まちづくりプランとして市長の認定を受けることができる。
 - ・ 地域住民等の多数の支持を得ている
 - ・ 都市計画マスタープラン等市が策定した計画に整合している
 - ・ その他市長が定める要件
- ・ 地域まちづくり組織は、プラン策定に際しては地域住民等に情報の公表・周知を行い、理解を得られるよう努めなければならない。

- ・ 市は、施策策定の際にプランに配慮するとともに、プランに係る事業の推進に努める。
- ・ 地域まちづくり組織及び市は、役割分担等を定めた地域まちづくりプランの推進に係る方針を協働により定めることができる。
- ・ プランの対象地域で建築等を行おうとする地域住民等は、プランとの整合に配慮しなければならない。

[地域まちづくりルール]

- ・ 地域まちづくり組織は、当該地域で遵守すべきルールが地域住民等の多数の支持を得ている等の条件を満たす場合、地域まちづくりルールとして市長の認定を受けることができる。
- ・ 市長は認定する前に横浜市地域まちづくり推進委員会の意見を聴く。

[建築等の誘導]

- ・ 地域まちづくりルールの対象地域で建築等を行おうとする者(以下「建築等行為者」)は、その旨を市長に届け出なければならない。
- ・ 建築等行為者は届出を行おうとするときは、ルールのうち建築等に係る事項についてあらかじめ地域まちづくり組織と協議しなければならない。
- ・ 市長は、建築等行為者に対し指導、助言、要請または勧告を行うことができる。

[まちづくり支援団体]

- ・ 市は、市民等の地域まちづくりの支援を目的とする非営利の団体(「まちづくり支援団体」と)の協働により地域まちづくりを行うものへの支援を行うことができる。

[地域まちづくり推進委員会]

- ・ 市長の諮問に応じて地域まちづくりに関する基本的事項を調査審議するため、市長の附属機関として横浜市地域まちづくり推進委員会を置く。

⑦ 認定実績

2006年1月13日に初めての組織認定・ルール認定が公告された。

◆「青葉区荏田北二丁目地区」(組織認定・ルール認定)

市民が主体的に策定をしたルールである「まちづくり協定」について、条例に基づき建築主等からの市への届出が義務付けられ、市民と市が協働しながらルールの運用を進めていく。

【組織名】青葉区荏田北二丁目自治会住環境委員会

荏田北二丁目自治会のまちづくり活動のうち、建築・都市計画分野を担当し、荏田北二丁目まちづくり協定の運用その他の住環境の保全等を行う団体

【ルール名】青葉区荏田北二丁目まちづくり協定

田園都市構想に基づいて計画的に建設された荏田北二丁目自治会地区のまちなみとアメニティを継承し、美しく調和のとれた住環境の維持向上を図ることを目的として策定されたルール

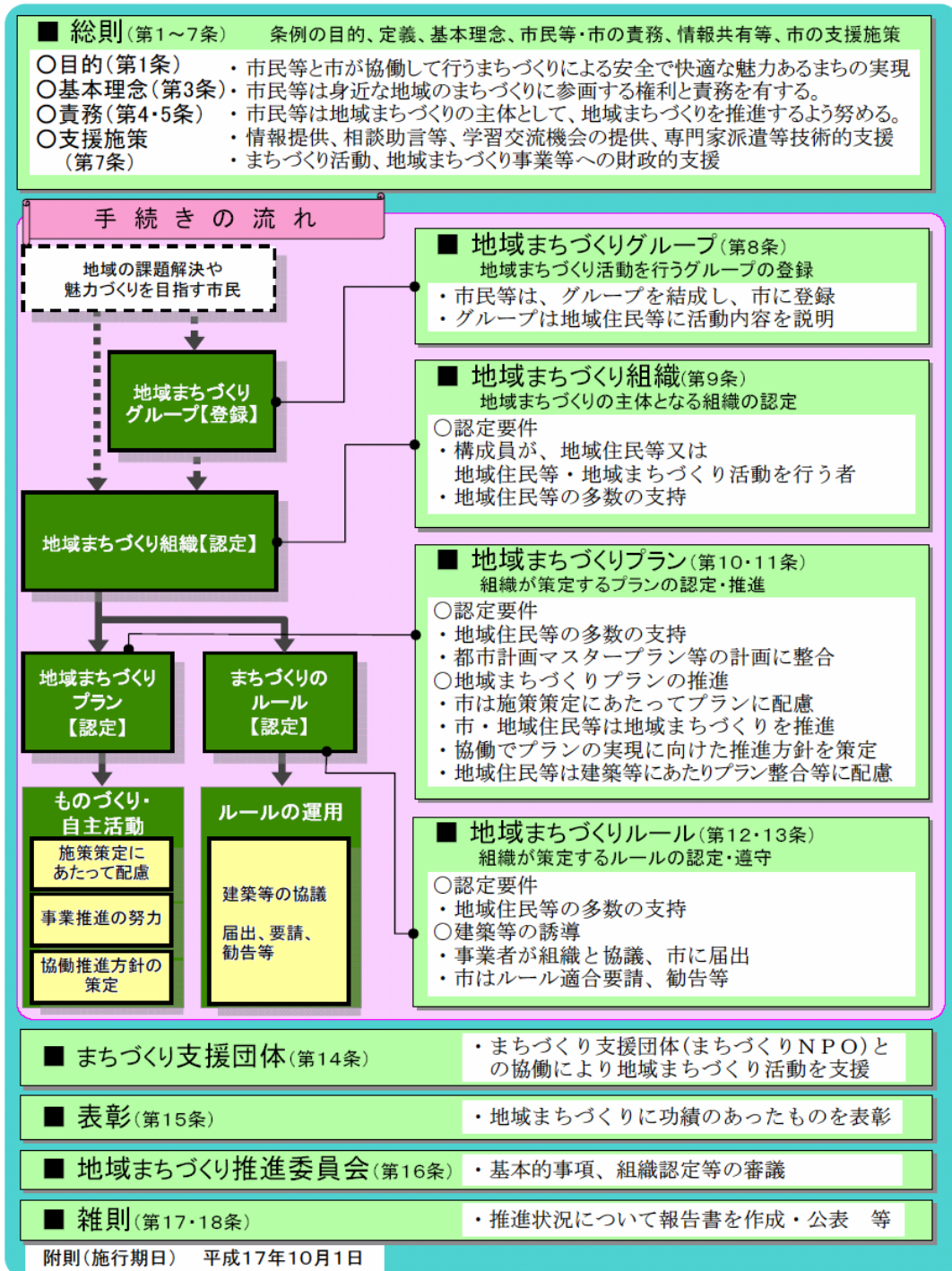
◆「鶴見区市場西中町地区」(組織認定のみ)

条例に基づき専門家やNPOの派遣や活動助成を受けながら、防災まちづくり計画の策定などの取組みを進めていく。

【組織名】鶴見区市場西中町まちづくり協議会

防災機能の高い住環境を確保し、若い世代から高齢者までが安心して住み続けられるまちづくりを目的とする団体

横浜市地域まちづくり推進条例の概要



横浜市地域まちづくり推進条例の概要(資料:横浜市ホームページ)

(2) 「ヨコハマ市民まち普請事業」

ヨコハマ市民まち普請事業は、市民に身近な地域の整備に関する提案を広く市民から公募し、整備助成の対象となる提案として決定したものに最高 500 万円の整備助成金を交付するものである。整備助成の対象となる提案は 2 度の公開審査会(コンテスト)を経て決定されるが、1 次コンテストを通過した提案に対しては、その実現性を高めるためのサポートとして、活動助成金(最高 20 万円)の提供や専門家の紹介等が 2 次コンテストまでの間になされる。そのため、サポートをする行政側も「これではできない」という姿勢ではなく「どうすれば実現できるか」という姿勢で市民を支援している。

ヨコハマ市民まち普請事業の募集は、「身近なまちづくりに最高 500 万円助成します！」というキャッチフレーズのもとで 2005(平成 17)年 4 月に開始された。同事業の概要は次のとおりである。

【助成対象者】

- ① 横浜市内の住民等(整備箇所または整備箇所の近くに住んでいる方、事業を営んでいる方、土地や建物を所有している方)を 3 人以上含むグループ
- ② 自らが主体となって整備を行う意欲があるグループ(整備に要する費用、整備における労力、整備した施設の維持管理の負担など)

【助成対象事業】

- ① 公共性がある整備
- ② 住民等が主体となって実施できる範囲で行う整備
- ③ 住民等が持つ新しい発想、手法、地域の資源などを生かした取り組みで、その成果が地域まちづくりに寄与すると考えられる整備

【助成金の額】

- ・ 1 次コンテストを通過した提案グループに対し、活動助成金として最高 20 万円
- ・ 2 次コンテストを通過した提案グループに対し、整備助成金として最高 500 万円

【平成 17 年度選考結果】

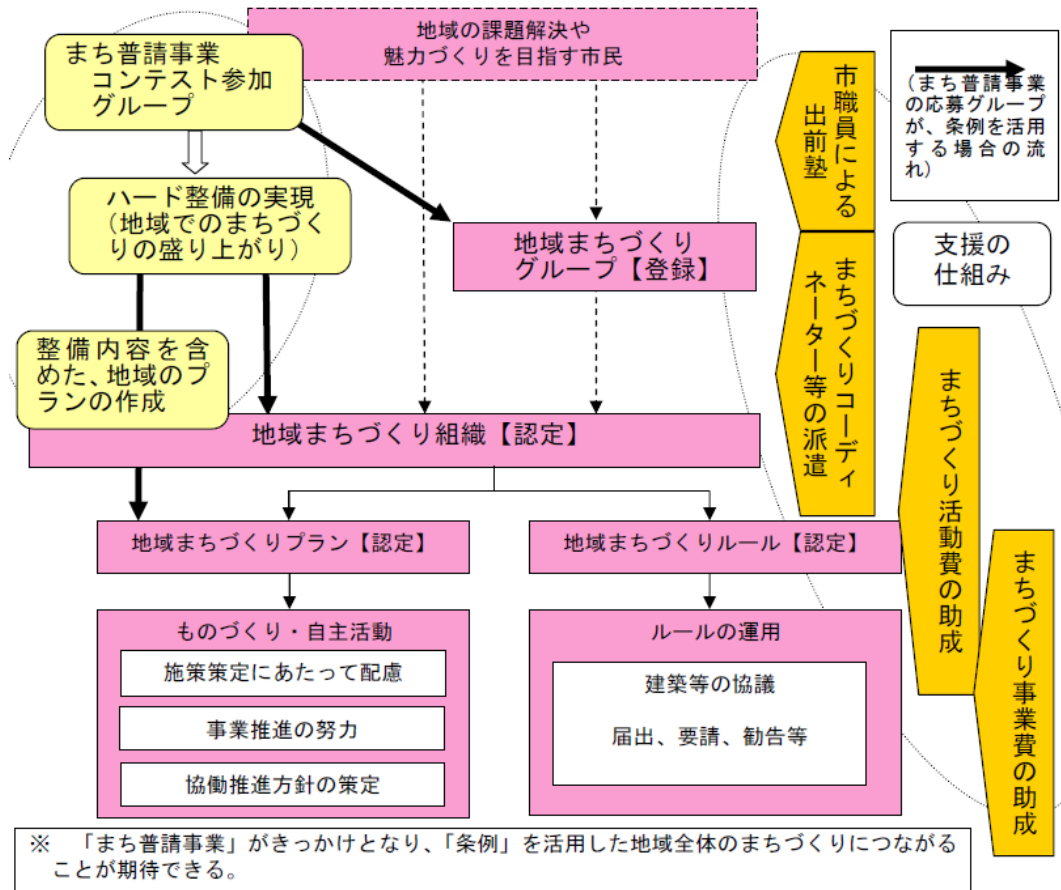
- ・ 卯月盛夫早稲田大学教授を委員長とする「ヨコハマ市民まち普請事業整備提案審査委員会」が公開で選考した。委員は公募市民 2 名を含む計 8 名で構成されている。
- ・ 整備提案応募件数は 31 件であった。
- ・ 1 次コンテストは 2005 年 7 月 10 日(日)に市民約 200 人が集まる中で行われ、2 次コンテストの対象となる提案を 13 件選んだ。
- ・ 2 次コンテストは 2005 年 12 月 18 日に市民約 200 人が集まる中で行われ、整備助成の対象となる提案を 7 件、また次回の 1 次コンテストを免除する提案を 2 件選んだ。
- ・ 整備助成の対象となった提案は 2007 年 3 月末までに整備を完了する予定。

【平成 18 年度選考結果】

- ・ 整備提案応募件数は 20 件あった。
- ・ 1 次コンテストは 2006 年 5 月 28 日(日)に 200 人を超える市民が集まる中で行われ、2 次コンテストの対象となる提案が 8 件選ばれた。
- ・ 2 次コンテストは 2006 年 12 月 10 日(日)に市民約 180 人が集まる中で行われ、整備助成

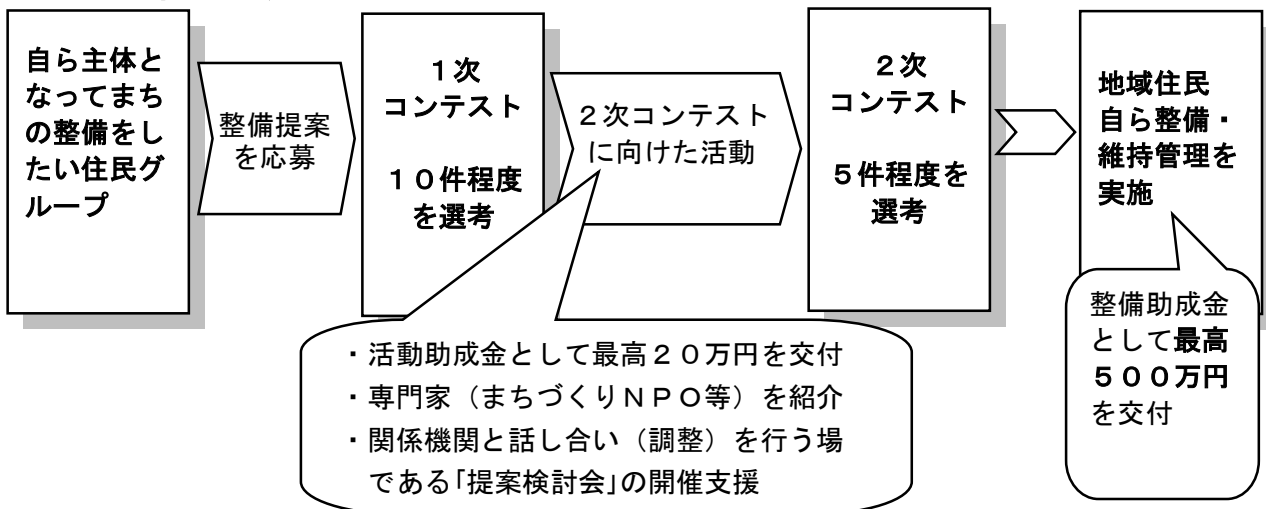
- の対象となる提案を5件、また次回の1次コンテストを免除する提案を1件選んだ。
 ・ 整備助成の対象となった提案は2008年3月末までに整備を完了する予定。

■■地域まちづくりの流れ（地域まちづくり推進条例とヨコハマ市民まち普請事業との関係）■■



地域まちづくり推進条例とヨコハマ市民まち普請事業との関係フロー（資料：横浜市都市整備局）

■ 事業の流れ



ヨコハマ市民まち普請事業の流れ（資料：横浜市都市整備局）



1次コンテスト投票（資料:横浜市）

【平成17年度 整備助成対象提案】

区名	提案名
鶴見区	岸谷公園を中心とした、まちの防災・防犯拠点の再整備
中区	横浜寿町ホステルビレッジ街化事業（※）
南区	こどもの遊び場、ビオトープづくり
保土ヶ谷区	東海道保土ヶ谷宿 松並木・一里塚等再創造プロジェクト
港北区	高田東小学校における雨水貯留・浸透施設の設置とビオトープ整備による流域学習推進事業(総合治水・水循環・環境保全・回復の総合学習)（※）
都筑区	花＊花に 楽々水やり（※）
戸塚区	バス停前傾斜地の緑化事業

※は付帯条件付き

【平成17年度 次回1次コンテスト免除提案】

区名	提案名
神奈川区	地域のコミュニケーション基地「うさきち」ハウスづくり
青葉区	嶮山自治会域内安全安心の道路整備計画

【平成 18 年度 整備助成対象提案】

区名	提案名
神奈川区	地域のコミュニケーション基地「うさぎちハウス」づくり
西区	不便な盆地も雨水・湧き水で大変身！
中区	仮称) 日ノ出町・初黄地区ライトアップ地域浄化構想
南区	登り窯付属施設及び周辺環境の整備
港南区	車椅子使用者の為のリフト設置と相談ルームの増設

【平成 18 年度 次回 1 次コンテスト免除提案】

区名	提案名
神奈川区	川でつながる地域と子供のふれあい広場

(3) 「横浜市地域まちづくり支援制度」

横浜市は、「地域まちづくり推進条例」の施行にあわせて市民の地域まちづくり活動に対する支援をさらに充実させるために、これまでの支援制度を統合・拡充して「横浜市地域まちづくり支援制度」を創設した。具体的な内容は以下のとおりである。

【まちづくりの専門家の派遣制度の充実(拡充)】

まちづくりの初動期やプラン、ルールづくりなどを行う活動期において専門家(まちづくりコーディネーター)を派遣

【活動費の助成制度を創設(新規)】

対象:プラン、ルールづくりなどを行う活動期におけるニュース等の印刷費、会場使用料、講師謝礼、通信費等

内容:年間 30 万円を上限に経費の一部(5 分の 4)を通算 5 ヵ年まで助成

【事業費の助成制度を創設(新規)】

地域まちづくりプラン等にもとづき実施する整備費用を助成

【まちづくり支援団体(NPO)等の育成・活動助成の開始(新規)】

まちづくり支援団体を目指す市民等の団体の勉強会等に、まちづくりコーディネーターを派遣
まちづくり支援団体等が行うフォーラム、シンポジウム等の開催や人材育成のための講習会等
に対して助成(年間 50 万円上限、助成率 2 分の 1)

地域まちづくり支援制度の概要（資料：横浜市ホームページより）

まちづくり活動の段階	事業名	対象者	対象となる活動	内容
初動期	出前塾の実施	市民の要望に応じて、市の職員が直接地域に出向いて、まちづくり制度等に関する説明（支援要綱による支援以外の取り組み）		
	地域まちづくり相談事業	地域まちづくりグループとして登録したもの	地域まちづくり組織、プラン、ルールに関する検討等のまちづくり活動	まちづくりコーディネーター等（専門家）を勉強会毎に派遣
プラン、ルールづくり等を行う活動期	地域まちづくり活動支援事業	地域まちづくり組織やグループとして登録し、プラン、ルールの策定等が見込まれる団体	<ul style="list-style-type: none"> ・組織認定に向けた合意形成等に関する活動 ・アンケート調査 ・プラン、ルール案作成 ・ニュース、パンフレットの作成 等 	まちづくりコーディネーター等（専門家）を年間を通じて派遣（通算3か年まで）
	地域まちづくり活動助成事業	同上	<ul style="list-style-type: none"> ・ニュース等の印刷費 ・勉強会等の実施に必要な会場使用料、講師謝礼等 ・事務連絡の通信費（郵送費）等 	団体に対して原則として年間30万円を上限に経費の一部を助成 助成率4/5（通算5か年まで）
事業化	地域まちづくり事業助成事業	地域まちづくりプラン等に基づき実施する事業の整備費が対象 特に必要があると認めるときに、予算の範囲内で適当と認める額を助成		

まちづくり支援団体(NPO)等の育成・活動助成の概要(条例第14条関連)

事業名	対象者	対象となる活動	内容
まちづくり支援団体育成事業	まちづくり支援団体を目指す市民等の団体	<ul style="list-style-type: none"> ・勉強会等の実施、 ・支援団体としての組織化を図る活動 等 	まちづくりコーディネーター等（専門家）を派遣
まちづくり支援団体等活動助成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり支援団体 ・まちづくり支援団体を目指す市民等の団体 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域まちづくりに関するフォーラム等の開催 ・人材育成に関する事業 等 	団体に対して年間50万円を上限に経費の一部を助成 助成率1/2

(資料：横浜市ホームページ)

5. 特徴的手法

横浜市のまちづくりのシステムは、市民から提案を募集するだけでなく、実施の段階まで市民が主体的に進めるものであることが大きな特徴になっている。行政はその補助的な役割を担う。ハード面での整備にこのような方式の市民参加を用いる例は全国でも珍しく、先進的な事例である。

6. 課題

引き続きより多くの市民が参加していくことが期待される。

(参考・引用文献)

横浜市(都市整備局地域整備支援課)ホームページ